

第4号議案

保安力向上センターへの 事業承継契約

1. 保安力向上センターの独立法人化
2. 事業承継契約書

事業承継契約書 抜粋

特定非営利活動法人安全工学会（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人保安力向上センター（以下「乙」という。）とは、保安力評価システムに係る事業（以下「本事業」という。）の承継に関し、次のとおり契約を締結する。

（確認事項）

第1条 甲と乙は、次の事項を相互に確認する。

（1）乙が本事業を行うことを主たる目的として設立された甲とは別個独立の法人であること。

（2）甲組織内の「その他委員会」としての保安力向上センター（以下「甲の保安力向上センター」という。）を構成する支援会員（以下「元支援会員」という。）及び普及会員（以下「元普及会員」という。）に係る入会金の納入実績等の推移は、別紙「元支援会員・元普及会員の入会金納入実績」のとおりであること。

なお、元支援会員及び元普及会員は、甲の保安力向上センターに、平成25年4月1日から本契約締結時までに入会した者とする。

（事業の承継）

第2条 甲は、甲の保安力向上センターを本契約の効力発生日（以下「承継日」という。）をもって廃止するものとし、本事業を全て乙に承継せしめ、乙は、これを引き継ぐものとする。（以下略）

（承継の内容）

第3条 前条により承継すべき財産（以下「承継財産」という。）は、承継日現在の甲の本事業に属する資産および負債とし、その内容は別紙「資産及び負債の表示」（以下「別紙資産表示」という。）記載の資産負債とする。

（以下、～第21条。（秘密保持）第10条、（競業禁止）第11条など、省略）